

2023年度点検・評価シート

- ・**評価の視点** 【基礎要件●】は法令要件、その他基礎的要件の充足状況を判断する指針
【評価要件○】は基礎要件以外で、大学基準協会が大学基準に照らし定めた指針
- ・評価の視点に“※”が付されている場合は、大学基礎データ、基礎要件確認シート及び別途収集する根拠資料により、点検・評価し、適切性を判断してください。
- ・★のある欄は、必須記述欄です。ただし、該当なしと判断した場合は「なし」と記入してください。
- ・◆のある欄は、各点検・評価項目の内容について、問題点を記入してください。(ない場合は「なし」と記入)

I 【現状】原則 2023年5月1日現在の状況で回答してください。

対象部局	16 法律学科	責任者	河野良繼
基準5	学生の受け入れ	自己評価	A

★基準5の自己評価の理由を簡潔に解説してください。

《回答》

基準5の各評価項目をクリアしているため。

点検・評価項目(1)	5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	変更	有() 無(○)
★<学生の受け入れ方針> (記入してください。)	入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー) 法律学科は、教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針)に基づき、次のような要件を備えた受験生を各種選抜試験によって受け入れる。 1. 知識・技能 (1) 法律学を学ぶのに十分な基礎的学力 (国語、英語、地理、歴史、公民など) を有している。 (2) 社会のルールを守ることの重要性を理解している。 2. 思考力・判断力・表現力 (1) 相手の立場に立ち、異なった価値観を考慮することができる。 (2) 物事を論理的に考えることができる。 (3) 自分の意見を表明し、文章又は口頭で表すことができる。 (4) 知的好奇心をもち、情報収集をすることができる。 3. 主体的に学習に取り組む態度 (1) 地域、国内、国際社会の諸問題に対する関心を有している。 (2) 積極的に社会と関わり、他者と交流を広げることができる。 (3) 根気強く地道な努力ができる。		

評価の視点1※ 【基礎要件●】	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を設定し公表している。 根拠資料→A1-6-1Web サイト 大東文化大学の基本方針、基礎要件確認シート 15
評価の視点2※ 【基礎要件●】	方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を踏まえて設定している。 根拠資料→A1-6-1Web サイト 大東文化大学の基本方針
評価の視点3※ 【基礎要件●】	入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示され、公表している。 根拠資料→A1-6-1Web サイト 大東文化大学の基本方針

◆学生の受け入れ方針の内容や、公表の仕方について問題点があれば記述してください。(ない場合は「なし」と記入)

《回答》

なし

点検・評価項目(2)	5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
評価の視点1※	学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定している。 根拠資料→A5-1Web サイト 入試情報、B5-2 入学試験要項（一般、公募制推薦、自己推薦、社会人、編入学、科目等履修生、外国人留学生）、A5-4* 大東文化大学入学者選抜試験規程
評価の視点2※	授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供を適切に行っている。 根拠資料→A5-1Web サイト 入試情報
評価の視点3※	学科ごと入試に関わる委員会等を設置し、入学者選抜実施のための運営体制を整備している。 根拠資料→A3-11* 入学センター規程、B5-15 部局内入試委員会名簿
評価の視点4	公正な入学者選抜を実施している。 根拠資料→A5-3Web サイト、A5-4* 大東文化大学入学者選抜試験規程

★項目(2)5-2①公正な入学者選抜を実施するため、どのような取り組みを行っているか、根拠資料を用いて回答してください。	
«回答»	学科の入試委員会において検討された内容に基づき、学科協議会において合否判定を行っている。
★項目(2)5-2②オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施（オンラインによる入学者選抜を検討していれば、実施する場合における課題やメリット等を記述してください。）	
«回答»	
オンラインによる入学者選抜は現時点において実施していない。	
評価の視点5	入学を希望するものへの合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。(一般入試及び多様な入試への対応) 根拠資料→A5-3Web サイト、A5-4*大東文化大学入学者選抜試験規程
★項目(2)5-2③オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）（オンラインによる入学者選抜を検討していれば記述してください。）	
«回答»	
オンラインによる入学者選抜は現時点において実施していない。	
◆学生募集及び入学者選抜について問題点があれば記述してください。（ない場合は「なし」と記入）	
«回答»	なし
点検・評価項目(3)	5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。
評価の視点1※ 【基礎要件●】	学科の入学者数は、入学定員に対して適正な数である。 注：定員管理の指針 入学定員に対する入学者数比率（5年平均） 定員超過→実験実習を伴う分野 1.20 以上(改善課題)、1.25 以上(是正勧告) 上記以外の分野 1.25 以上(改善課題)、1.30 以上(是正勧告) 定員未充足→0.90 未満(改善課題)、0.80 未満(是正勧告) 根拠資料→大学基礎データ表2、基礎要件確認シート16
評価の視点2※ 【基礎要件●】	学科の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持している。 注：定員管理の指針 収容定員に対する在籍学生数比率 定員超過→実験実習を伴う分野 1.20 以上(改善課題)、1.25 以上(是正勧告) 上記以外の分野 1.25 以上(改善課題)、1.30 以上(是正勧告) 定員未充足→0.90 未満(改善課題)、0.80 未満(是正勧告) 根拠資料→大学基礎データ表2、基礎要件確認シート16
評価の視点3	収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
★項目(3)5-3 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足がある場合、当該部局としての改善策（今後実施予定のものも含む）根拠資料を用いて回答してください。	
«回答»	学科の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持している。
点検・評価項目(4)	5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
評価の視点1※ 【評価要件○】	適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価を実施している。 根拠資料→B2-51 2023年度点検・評価シート B2-52会議録（または準ずるメール記録）：(開催日) 2023年度自己点検・評価について
評価の視点2 【評価要件○】	点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取組みを行っている。
★項目(4)5-4 改善・向上に向けてこれまでに取り組んだこと、現在取り組んでいることがあれば、具体的に回答してください。 2019年度以降の取り組みも含めて記述してください。	
«回答»	今後の一般選抜型入試の志願者減少傾向を鑑み、アドミッション・ポリシーに照らして有望な入学志望者を早期に確保すべく、2024年度総合型選抜（他大学併願可能型）より選考方法において特別措置を講じることにした。2023年8月に開催予定の大東文化大学オープンキャンパスにて、
«資料名»	
16-C5-1 : 学科協議会議事録 (2022年度第7、8、10、11、13回) ※入試合否判定	

「法律学科課題探究プログラム」を開催し、プログラム修了者は、総合型選抜（他大学併願可能型）において事前提出課題論文を免除する措置を講じることを協議により決定した。

回法律学科協議会添付資料、
2023年4月19日開催入試・
教務FD合同委員会配付資料

II 現状を踏まえ、長所・特色として特記する事項（工夫していること）を、意図した成果（目標）を明確にして記述してください。

※注：前年度の取り組みに限らず、過去から継続している事項も含める

長所・ 特色	
-----------	--

III 今回の点検・評価の結果、明らかになった新たな問題点や課題について、今後の方針や計画を含めて記述してください。

※注：2023年度事業計画としてアクションプランを策定しているものは除く

問題 点・ 課題	
----------------	--

IV 【改善計画（事業計画）】

カ テ ゴ リ	計 画 番 号	B票No or 開始 年度	改善計画 (アクションプ ラン)	内容（改善を要すると判断した根拠）	目標の評価指標	目標値	年度計画

V 【内部質保証委員会による点検・評価】

2022年度<所見>
学生の受け入れ方針については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて方針を設定し、公表されている。また、学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定するとともに、学科に入試委員会を設置し、そこで検討された内容に基づき、学科協議会にて合否判定を行なわれている。この点において、入学者選抜実施のための運営体制は整備されていることは評価できる。以上のことから、学生の受け入れについて適切に取り組みがなされている。
収容定員充足率は、2018年度以降で1.01以上を維持しており、入学定員充足率においても1.00以上であり、学生数確保に関して適正な状態といえる。2022年度は、入学定員充足率が0.95と1.00を下回る結果となったが、今年度入試においては入学センターと連携を図りながら、受験生の動向等を検討しつつ定員充足に向けて取り組まれることが望まれる。
2023年度<所見>
学生の受け入れ方針については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて方針を設定し、公表されており、入学者選抜実施のための運営体制は整備されている。
入学定員に対する5年平均比率も1.03と安定しており、2022年度の入学定員充足率0.95は、2023年度1.12と回復している。収容定員充足率も2023年度1.05となっており適正な状態を維持されており、評価できる。
また、学科協議会において、今後の一般選抜型入試の志願者減少傾向を鑑み、有望な入学志望者の早期確保の策として、2024年度総合型選抜（他大学併願可能型）より選考方法における特別措置を講じることを決定している。具体的には、2023年8月に開催予定の大東文化大学オープンキャンパスで、「法律学科課題探究プログラム」を開催し、プログラム修了者は、総合型選抜（他大学併願可能型）において事前提出課題論文を免除する措置を講じるというこの新たな取り組みは将来を見据えたものとして高く評価できる。今度も学科協議会を中心としたこのような改善・向上への意欲的な計画が推進することを期待する。

◆評価の基準について

※各基準の「自己評価」は、各部局の判断に委ねられます。なお、青字部分は、本学としての解釈です。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的（教育研究上の目的）を実現する取り組みが卓越した水準にある。 (評価の視点に対して、クリアしており、さらに向上させるための取り組みを行っている、または、他部局の参考となるような特色ある取り組みを行っている場合)
---	--

A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的（教育研究上の目的）を実現する取り組みが概ね適切である。 (評価の視点に対して、クリアしている状況と判断する場合)
B	大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的（教育研究上の目的）の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度な問題があり、理念・目的（教育研究上の目的）の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

<注> 「大学基準」は大学基準協会「大学評価ハンドブック」を参照のこと。

解説にある「大学は云々・・・」については、学部、研究科等の現状に置き換える。

基準5 学生の受け入れ

【大学基準】

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

(解説)

大学は、その理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を示した学生の受け入れ方針を定め、公表しなければならない。また、入学定員及び収容定員を適切に定め、公表しなければならない。

大学は、その受け入れ方針に基づき、高等学校教育と大学教育との関連、社会人、帰国生徒及び外国人留学生の受け入れ、飛び級、編入学、転科・転部など、国際的規模での社会的要請に配慮し、適切な入学者選抜制度及びその運営体制を整備し、入学者選抜を公正に行う必要がある。

大学は、教育効果を十分に上げるために、入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しなければならない。

大学は、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価し、その結果を改善・向上に結びつける必要がある。